

## 令和2年理事会議事録

- 1 日 時 令和2年2月17日（月）午後1時26分～午後2時45分
- 2 場 所 和歌山市茶屋ノ丁2番1 和歌山県自治会館 304会議室
- 3 出席者 中芝理事長（岩出市長）  
三軒副理事長（太地町長）  
岡野常務理事（学識経験者）  
小谷理事（みなべ町長）  
柏井理事（和歌山県医師国民健康保険組合理事長）  
坂本理事（和歌山県国民健康保険団体連合会事務局長）

### [書面出席]

- 下副理事長（和歌山県副知事）  
尾花副理事長（和歌山市長）  
神出理事（海南市長）  
柏木理事（御坊市長）  
田岡理事（新宮市長）  
中山理事（有田川町長）  
井澗理事（白浜町長）

- 4 事務局 事務局次長・参事・総務課長・電算介護課長・審査第1課長・  
審査第2課長・総務課長補佐・総務課 庶務係長

### 司会

定刻より少し早いですが、只今から理事会を開催いたします。

本日の理事会は、ご出席いただいております理事さんが6名、所用の為、書面により審議に加わっていただいております理事さんが7名となっており、本会規約第32条の規定により理事会が成立することを報告させていただきます。

それでは、開会にあたり、中芝理事長よりご挨拶を申し上げます。

### 理事長

本日、理事会を開催いたしましたところ、皆様方には、大変お忙しい中、ご

出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、平素は本会の事業運営に対しまして、格段のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、国は、人生100年時代を見据え、昨年9月に全世代型社会保障検討会議を設置し、予防・介護を含む社会保障全般にわたる改革の議論を進めることとしております。

このため、保険者においては、健康寿命延伸のための予防・健康づくり事業への取組強化が、今後ますます求められることとなります。

また、昨年5月に成立した改正健康保険法において、オンライン資格確認の導入や高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施、審査支払機関の機能強化などが盛り込まれ、順次施行されることとなり、今後の事業運営についても、大きく影響するものと考えております。

本会といたしましては、国保を取り巻く情勢の変化を十分認識し、保険者の共同体としての責務を念頭に、保険者支援の充実・強化に努めて参る所存でございますので、なお、一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

本日も審議いただきます案件は、先にご案内いたしましたとおり、規程の一部改正や令和2年度の事業計画、予算等、総会に附議する議案、また、理事会推せんの役員候補者等についてでございます。なお、本日の理事会に先立ちまして、この10日に理事保険者課長会議を開催し、課長さん方に内容を説明させていただいております。この後、事務局から説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。簡単ではございますが、ご挨拶といたします。

## 司会

ありがとうございました。

それでは議事に移らせていただきます。

はじめに、理事会の議長でございますが、本会規約によりまして、中芝理事長をお願いいたします。

## 議長

規約の定めによりまして、議長を務めさせていただきます。

議事進行に、ご協力をお願いいたします。

議事に入ります前に、本日の議事録署名人ですが、小谷理事さんと柏井理事さんのお二人をお願いいたします。

それでは議事に入ります。議案第1号及び議案第2号は、規程の一部改正等でございますので、一括議題とすることにご異議ございませんか。

一同

異議なし。

議長

異議なしとのことですので、議案第1号及び議案第2号について、事務局から説明いたします。

事務局

説明に入る前に、去る2月10日に開催した理事保険者課長会議の報告をさせていただきます。

後ほど説明いたします事業計画にもありますが、国が進めておりますオンライン資格確認の導入に関連して、保険者側で対応が必要とされる業務はどのようなものが考えられるかとの質問がありました。患者が医療機関へ受診の際にはマイナンバーカード又は被保険者証のいずれかを提示することになりますが、保険者を異動しても資格情報の引継ぎを容易にするため、現在世帯単位になっている被保険者番号に2桁の番号を付与し、個人単位化させる必要があることを説明させていただいた上で、保険者にはそのための対応等が考えられることなどを説明いたしました。以上でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

お手元に附議事項を要約した説明要旨を参考までにお配りしておりますが、本日は附議事項本体で説明させていただきます。

議案第1号及び第2号については規程の一部改正となります。

### 議案第1号 職員服務規程の一部を改正する規程について

新旧対照表で説明いたします。いずれも育児・介護休業法の改正に伴うもので、第37条第2項では、子の看護休暇及び介護休暇が半日単位で取得可能となったことから、1日又は1時間単位の取得を可能とする規定を新たに設けることといたします。

次に第39条第1項では、介護休暇での祖父母・兄弟姉妹・孫に係る同居かつ扶養の要件を削除するとともに、第2項では第39条の2第1項も同様ですが、介護休暇の期間及び介護時間を定める際の要件のうち「1要介護状態毎」とあった文言を削除いたします。また、同じく第39条の2第2項では、介護時間について取得可能な時間帯及び時間単位を新たに定めることといたします。

さらに、第39条の3と第47条の2では、介護・育児それぞれにハラスメントの防止のための規定を新設いたします。

## 議案第2号 第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業規程の一部を改正する規程について

新旧対照表をご覧ください。後ほど説明いたします手数料にも関係しますが、令和2年度負担金及び手数料については、昨年9月に国保事務検討委員会を開催し、委員をお願いしております保険者の課長さん方などからご意見等を伺った上で、10月に負担金及び手数料の事務局案をお示しさせていただいたところでございます。

第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業については、予算不足解消の一環として、研修会や広報などの事業経費を、全保険者さんに広くご負担いただくこととし、新たに被保険者割を導入させていただくことを考えております。このことによる改正で、第12条手数料を被保険者割と、個別案件処理の費用に充てる損害賠償金収納額割に区分した上で、被保険者割は前期に当該年度分を一括して請求することといたします。以上、よろしく願いいたします。

### 議長

議案第1号及び議案第2号を説明いたしました。何かご意見、ご質問等ございませんか。

### 一同

特になし。

### 議長

ないようでございますので、議案第1号及び議案第2号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

### 一同

異議なし。

### 議長

異議なしとのことでございますので、議案第1号及び議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第3号「令和2年第1回通常総会の招集について」を議題とし、事務局から説明いたします。

## 事務局

### 議案第3号 令和2年第1回通常総会の招集について

第1回通常総会は、来る2月28日（金）午後1時30分から、日赤会館3階会議室で開催を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

## 議長

議案第3号について、ご異議ございませんか。

## 一同

異議なし。

## 議長

異議なしとのことですので令和2年第1回通常総会については、原案のとおり招集いたします。

次に、議案第4号「令和2年第1回通常総会に附議する議案について」事務局から説明いたします。

なお、議案第4号は31議案ございますので、まず1から8までを説明し、そこで一旦ご意見、ご質問等を伺い、引き続き9から31までを説明した上で、一括して議案第4号について皆様にお諮りいたしたいと思っております。それでは、事務局から説明いたします。

## 事務局

### 議案第4号 令和2年第1回通常総会に附議する議案について

#### 1 退職給付引当資産の処分について

職員2名の退職金支給に充てるため、積立金額3億7,943万1,344円のうち、4,616万4千円を処分し、令和元年度一般会計へ繰り入れいたします。

#### 2 一般会計減価償却引当資産の処分について

二段駐車場設備撤去に伴う改修のため、積立金額4億2,176万8,820円のうち、33万5千円を処分し、令和元年度の一般会計へ繰り入れいたします。

#### 3 令和元年度一般会計補正予算について

退職手当の支給や駐車場改修費用の支払、また、一般会計で保有する後期・介護・障害の各特別会計のひも付き分を、一般会計財政調整積立金に積み立て

るための増額補正となります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億325万8千円を追加し、総額を5億1,646万円といたします。事項別明細書で説明いたします。

歳入の款5繰入金は、資産の取り崩し分として目1退職給付引当資産繰入金で4,616万4千円、目2減価償却引当資産繰入金で33万5千円をそれぞれ増額するとともに、款6繰越金でも2億5,675万9千円を増額いたします。この繰越金のほとんどが、以前より説明しておりますとおり、法人税の課税問題で平成26年度に積立金を整理した際、各特別会計で保有していた従前からの繰越金などを一般会計へ繰り入れた、いわゆる特別会計のひも付き分でございます。

歳出ですが、款2総務費、項1総務管理費、目2一般管理費で退職手当の支給に充てるため4,616万4千円を、また、目4財産管理費で駐車場改修費用として33万5千円をそれぞれ増額いたします。

款4積立金、目3一般会計財政調整積立金では、先ほど申し上げた繰越金に含まれるひも付き分のうち、説明欄に記載の3つの特別会計の後期、介護、障害について、それぞれ金額を明確に区分したうえで、一般会計財政調整積立金として積み立てることとし、合計1億6,614万3千円を増額いたします。なお、国保の業務勘定分については、年度始めの資金繰りや今後の歳入不足に備え、今回積み立ては行わず、当面は現状のまま管理することといたします。

#### 4 令和元年度診療報酬審査支払特別会計補正予算について

平成30年度の消費税納税額が確定したことに伴い、元年度の不足分を各特会で応分に負担することとし、業務勘定においても増額補正により対応いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ571万8千円を追加し、総額を7億1,581万8千円といたします。

歳入の款5繰越金を571万8千円増額し、歳出の款1総務費、項1審査支払管理費で、不足分229万4千円を増額いたします。

#### 5 令和元年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計補正予算について

業務勘定ですが、国保と同様に消費税納付分と、ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産積立の増額補正となります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,616万1千円を追加し、総額を8億6,980万5千円とします。

歳入ですが、款6繰越金を1,616万1千円増額いたします。

歳出では、款1総務費、項1審査支払管理費で消費税の不足分377万8千

円を増額するとともに、款5積立金、目4ICT等積立資産では999万9千円増額し、1千万円を積み立てます。

ICT等積立資産については、7月補正で名目予算1千円としていましたが、他府県の状況や決算見込みによる繰越金の見通しなどを考慮し、国保の業務勘定を除く後期、健診、介護、障害の4つの特別会計業務勘定で積み立てることといたしました。

#### 6 令和元年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計補正予算について

業務勘定ですが、財政調整基金積立資産とICT等積立資産を積み増しするための増額補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ973万円を追加し、総額を8,004万円といたします。

また、後期高齢者健康診査支払勘定は、被保険者の増加に伴う健診受診者数の伸びが予想以上に大きかったため、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5千万円を追加し、総額を3億1千万2千円といたします。事項別明細書をご覧ください。

業務勘定ですが、歳入の款6繰越金を973万円増額いたします。

歳出では款2積立金、目1財政調整基金積立資産を100万円、目4ICT等積立資産を499万9千円増額し、それぞれ300万円と500万円を積み立てることといたします。

後期高齢者健康診査支払勘定では、歳入の受入金と歳出の支出金で、それぞれ5千万円増額いたします。

#### 7 令和元年度介護保険事業関係業務特別会計補正予算について

業務勘定ですが、消費税や主治医意見書料等の受払い、また、ICT等積立資産の積立に伴う増額補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,699万6千円を追加し、総額を3億5,197万9千円といたします。

歳入の款5主治医意見書料等受入金で800万円を、款9繰越金で1,899万6千円をそれぞれ増額いたします。

歳出の款1総務費、項1審査支払管理費で公課費を148万5千円、款5主治医意見書料等支出金で歳入と同額の800万円を、また、款7積立金でもICT等の積立資産として999万9千円をそれぞれ増額いたします。

#### 8 令和元年度障害者総合支援法関係業務等特別会計補正予算について

業務勘定ですが、ICT等積立資産の積立のため、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ396万9千円を追加し、総額を7,003万9千円といたします。

また、障害介護給付費支払勘定では、昨年10月の報酬改定の影響により予算不足が生じたので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億円を追加し、総額を222億1,170万2千円といたします。

さらに、障害児給付費支払勘定についても、同様に報酬改定の影響により歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5千万円を追加し、総額を41億3,625万2千円といたします。事項別明細書をご覧ください。

業務勘定の歳入では、款6繰越金を396万9千円増額し、また、歳出では、款4積立金でICT等積立資産を299万9千円増額し、300万円を積み立てます。

障害介護給付費支払勘定では、障害介護給付費等の受入金と支出金をそれぞれ3億円増額いたします。

障害児給付費支払勘定でも同様に、障害児給付費等の受入金と支出金で、それぞれ2億5千万円増額いたします。以上、よろしく願いいたします。

## 議長

議案第4号の1から8までを説明いたしました。何かご意見、ご質問等ございませんか。

## 一同

質問等なし。

## 議長

それでは、議案第4号の9から31までを事務局から説明いたします。

## 事務局

### 9 令和2年度事業計画について

1 最近の情勢ということで、国保連合会を取り巻く情勢等について大きく5点挙げさせていただいております。

一つ目の医療保険制度等をめぐる動きでは、平成30年4月の国保制度改革により、国保運営の在り方の見直しと財政基盤強化が講じられましたが、令和元年5月に可決・成立した改正健保法においては、オンライン資格確認の導入や高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施などが盛り込まれ、今後順次施行されることとなります。

さらに、昨年設置された全世代型社会保障検討会議では、健康寿命の延伸が重要課題のひとつとして挙げられており、今後、医療保険者には予防・健康づくり事業の一層の推進が求められてきます。



二つ目の保険者機能発揮によるデータヘルスの推進では、高齢者人口がピークを迎える2040年頃を見据え、医療保険者においてもレセプトや健診の情報等を活用したデータ分析に基づき、効果的・効率的な保健事業を実施することが強く求められています。

国保連合会では、既にKDBシステムを運用して保険者機能の強化を支援していますが、今後も引き続きデータヘルス改革の動向やICT化の進展等も踏まえつつ、新たな取り組みにも的確に対応する必要があります。

三つ目のオンライン資格確認の導入では、令和3年3月からマイナンバーカードや被保険者証を用い、診療時にリアルタイムで資格照合等ができることとなるため、加入する保険者が変わっても新たな健康保険証の発行を待たずに受診できるほか、過誤請求やこれによる保険者の未収金が大幅に減少すること等が期待されています。

また、オンライン資格確認等システムには、マイナポータルを活用して特定健診や医療費、薬剤の情報を被保険者等に提供する仕組みが整備されることとなります。

四つ目の審査業務の充実・高度化への対応では、支払基金では、新しい審査支払システムの開発や審査基準の統一、組織の見直しといった改革に取り組んでおり、改正健保法の成立により、今後これらが加速度的に進められていくこととなりますが、国保連合会においても国保審査業務充実・高度化基本計画に基づき、審査基準の都道府県間の差異解消等に取り組んでいるところです。

支払基金改革の動向は、国保連合会の業務や組織の在り方にも大きな影響を及ぼすものであり、今後も国保中央会と国保連合会が一体となり、審査支払業務改革に取り組んでいくことが必要となります。

五つ目の介護保険制度をめぐる動きでは、介護給付費が著しく伸び続けている中、平成30年の法改正で自己負担額の見直し等の措置が講じられたほか、令和3年度に向けては高額介護サービス費制度の自己負担額引き上げの検討が行われています。また、これと併せ、地域包括ケアシステムを更に深化・推進させた上で、予防や健康づくりを強化することとしています。

国保連合会には、これまで培ってきた知識やデータを活用して、予防・健康づくりの取り組みを支援することが求められています。

これら最近の情勢を踏まえ、2事業運営ですが、令和2年度においては特に以下の6つの基本方針に基づき、事業運営に努めてまいります。

(1) 国保データベース(KDB)システムの更なる活用促進と医療費等データ分析事業の充実では、保健事業においては、地域の状況把握や対象者の抽出、事業評価等を適正に行うため、KDBシステムの活用が推奨されています。

このため本会では、引き続き機能の充実に努めるとともに、実機を用いた研修会を新たに開催するなど、保険者でのKDBシステムの更なる活用促進を図ってまいります。

併せて、医療費等分析業務に従事する本会職員のスキルアップにも引き続き取り組むことにより、データ分析事業の充実に努めてまいります。

(2) 保健事業の推進では、保険者が保健事業をデータ分析に基づくPDCAに沿って効果的に展開できるよう、保健事業支援・評価委員会による助言等を中心とした支援に引き続き取り組んでまいります。特に令和2年度は、第2期データヘルス計画の中間評価時期となることから、計画的かつ効率的に支援してまいります。

さらに、令和2年度から本格実施となる高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施への支援では、高齢者の保健事業セミナーを開催するなど、医療・保健・介護一体となった効果的な事業の推進に貢献してまいります。

(3) 審査業務の充実・強化では、令和2年度の診療報酬改定に向け、改定内容の習得並びに職員間での共有を図るとともに、コンピュータチェック機能に確実に反映させるなど、的確に対応してまいります。

また、審査支援システム等の有効活用や審査情報を審査委員と共有することで、効果的かつ効率的な審査事務共助に努めるとともに、引き続き審査基準の統一を進め、適正かつ公平な審査の実現に取り組んでまいります。

(4) 基幹系システムの安定運用及びオンライン資格確認の運用開始に向けた対応では、引き続き基幹系システムの安定運用に努めるとともに、オンライン資格確認の運用開始に向け、国保総合システムとオンライン資格確認システム等との連携のための各種システム改修を段階的に進めるほか、国保情報集約システムについても資格情報の連携テストを確実にを行い、円滑稼働を実現してまいります。

(5) 第三者行為求償事務の充実では、専門的な知識、経験を生かし、損保会社等との過失交渉や第三者行為の対象・疑いレセプトの抽出等に取り組んでまいります。

併せて、本会への委託件数の拡大を図るため、求償事務の相談・助言や研修事業に取り組むとともに、被保険者に対しては広報事業を通じ、効果的に傷病届提出義務を周知してまいります。

(6) 介護保険・障害者総合支援システムの安定運用及び障害介護給付費等審査業務の効率化の推進では、令和2年5月に稼働予定の介護保険審査支払等システム及び障害者総合支援給付審査支払等システムの安定運用に努め、介護給付費等の適正化と保険者事務の効率化を推進してまいります。

また、障害者介護給付費等審査業務においては、一次審査による警告・エラ

一への対応の際、本会に登録されている台帳情報や請求情報を市町村においても参照できる仕組みを新たに構築し、審査業務の効率化を推進してまいります。

3 事業の概要については、昨年度と変更のある箇所など、主なところのみ説明させていただきます。

(1) 一般事業のイ協議会に関することでは、保険者における国保事業の円滑な運営に寄与するため、各種会議を開催するとともに、関係諸会議に出席いたします。

なお、例年8月、国保中央会主催で東京都において開催されます全国国保主管課長研究協議会及び健康なまちづくりシンポジウムについては、毎年保険者の皆様に出席をいただいているところですが、令和2年度は東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、会場や宿泊場所の確保に困難が生じることが予想されることから、早々に開催中止が決定しており、事業計画からも除いております。

ウ広報宣伝に関することでは、保険者への国保情報の提供や広報活動支援のため、記載の事業を行います。

なお、今年度の本会のマスコットキャラクターを正式に設定いたしました。その際には、名前を保険者の皆様に募集させていただき、多数のご応募をいただいたところでございます。おかげをもちまして「わかみん」という名称に決定し、特許庁にも無事情報提供を行うことができました。

今年度は、このキャラクターをプリントしたイベント用ジャンパーを作成し、ねんりんピックに着用したほか、新たに自動車用マグネットシートの作成を予定しております。2年度についても貸出用としてのぼり旗を作成するなど、広報事業に活用してまいりたいと思っております。

エ調査・研究に関することですが、(ア) 国保事務検討委員会の開催では、市町村の課長さんや国保組合の事務長さん、また、県国保課の班長さんで構成する委員会を開催し、本会が実施する各種事業の方向性や諸問題について、調査検討をいただきます。

オ事業振興に関することでは、(ア) 国保制度改善強化全国大会へ参加するとともに、(イ) 全国大会に合わせ、政府や国会に対して陳情を行います。

なお、和歌山県では、毎年全国大会に先立ち、本会理事長をはじめとした役員さん方により、本県選出国會議員に対して陳情を行います。

令和2年度の全国大会については、令和2年11月13日(金)の13時から、砂防会館にて開催される予定となっております。

カ保健事業に関すること(ア) 国保データベース(KDB)システムを活用した保健事業の支援では、先ほども申し上げましたが、実機を用いた研修会

を開催いたします。また、(ウ) 糖尿病性腎症重症化予防セミナーや (エ) 高齢者の保健事業セミナーを開催いたします。

(2) 国保診療報酬等に関する事業のア審査業務に関すること及びイ支払業務に関することは元年度と変更はありませんが、ウのシステム機器更改に関することでは、レセプトオンライン請求システム及びデータ集配信システムの機器更改に当たり、データ移行や運用テスト等を行ってまいります。

②共同処理業務のア保険者事務共同処理に関することの(ウ) 国保情報集約システムで行う業務では、被保険者資格情報の集約や管理業務等に加え、先ほど基本方針でも申し上げましたが、d オンライン資格確認等システムに対応するための連携業務を実施いたします。

オのオンライン資格確認等システムに関することでは、オンライン資格確認等システム構築に係る各種システムとの連携及び運用並びに保険者等との調整といった業務を行います。

⑤風しん抗体検査等費用に関する業務については、元年度から新たに取り組んでいる業務ですが、2年度についても費用の迅速かつ正確な支払に努めてまいります。

(3) 後期高齢者医療診療報酬に関する事業及び(4) 特定健康診査等事業については、元年度と変更ありませんので、説明は割愛させていただきます。

(5) 第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業についても特に今年度と変更はありませんが、ア第三者行為損害賠償求償事務に関することでは、引き続き専門性を発揮しつつ記載の業務を行うほか、イ研修会・広報に関することでは、保険者事務の効率化や傷病届の提出促進に取り組んでまいります。

(6) 介護保険事業及び(7) 障害者総合支援事業については、元年度と変更ありません。

## 10 令和2年度負担金及び手数料について

先ほど触れましたが、昨年10月に事務局案をお示しさせていただいており、その後変更はございませんので、元年度と変わったところのみ説明させていただきます。

国保情報集約システム手数料ですが、令和2年度の手数料単価の対象となる平成31年4月末の被保険者数が前年より減少したことにより、1人当たり1年につき12円引き上げさせていただき、261円30銭といたします。

6 損害賠償金求償事務手数料ですが、規程の一部改正のところでも申し上げたとおり、研修や広報事業などに要する経費については、保険者さんに広く負担を求めるため、新たに被保険者割を設けることとし、2年度は被保険

者数1人当たり1年につき18円86銭をご負担いただきます。

## 事務局

令和2年度各会計予算と役員改選についてまで説明いたします。

附議事項とは別に、複式の収支予算書を参考までに作成してお配りしておりますが、説明は附議事項でいたします。

本会の会計ですが、一般会計のほか6つの特別会計があり、特別会計の中には、風しんの抗体検査等費用の支払勘定が増えましたので、17の勘定がございます。

### 1.1 令和2年度一般会計予算について

歳入歳出予算の総額は1億6,764万3千円といたします。元年度に計上していましたKDBシステムの機器更改費用や他会計への繰出が減ったことにより、前年度と比較して4,760万円余りの予算減となります。事項別明細書で説明いたします。

歳入の款1負担金は8,334万9千円で、説明欄の会員負担金は、被保険者割で被保険者数を1万人減の24万6千人と見込んでいます。

款2国庫支出金は、説明欄にありますとおり、保険運営安定化対策事業補助金など合計で858万6千円を見込みます。

款5繰入金は5,556万4千円で、項1特別会計繰入金では、説明欄に記載の一般会計で管理する退職給付引当資産、会館の維持管理や人件費などに充てるため、それぞれの特別会計から応分の繰り入れを行うことといたします。

款7諸収入は590万7千円で、主に目4の物資斡旋受入金は、保険者向けの書籍や被保険者証のビニールカバー等を斡旋した受入金で、同額を業者に支払います。

歳出の款2総務費は7,871万1千円で、目1役員費をはじめ、目2一般管理費では職員や再任用職員等の人件費や、目4財産管理費では、会館に係る財産管理費を計上しています。

款3事業費は4,072万8千円で、大きなところは、目6保健事業費で、説明欄に記載のとおり保健師の人件費をはじめ、在宅保健師の会の活動経費やKDBシステムの運用経費等を計上しています。元年度にKDBシステムの機器更改を終えたことにより、2,320万円余りの予算減となっています。

款4積立金は3,476万6千円で、目1退職給付引当資産で2,246万4千円を、目2減価償却引当資産で1,230万1千円を積立いたします。

款6諸支出金は1,067万2千円で、主なものは目1中央会負担金で、説明欄に記載のとおり、一般会費やKDBなどの保健事業等保険者支援負担金な

どです。一般会計予算については、以上です。

## 1 2 診療報酬審査支払特別会計財政調整基金積立資産の処分について

連合会が積立資産として認められるもののうち、手数料の10%を上限に認められている財政調整基金積立資産と、手数料の30%を上限に認められているICT等積立資産については、年度末の決算見込みで、その範囲なのかどうかを確認して、それぞれの上限内に積み立てをし直すという洗い替えという行為のための取り崩しで、令和元年度に積み立てました積立金額の全額5千万円を処分し、令和2年度業務勘定へ繰り入れいたします。

## 1 3 診療報酬審査支払特別会計減価償却引当資産の処分について

オンライン請求システム等機器の入れ替えに伴い、積立金額4億2,686万2,251円のうち、3,644万5千円を限度として処分し、令和2年度業務勘定へ繰り入れいたします。

## 1 4 診療報酬審査支払特別会計ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の処分について

洗い替えのための取り崩しです。

## 1 5 令和2年度診療報酬審査支払特別会計予算について

歳入歳出予算の第1条をご覧ください。この会計には、審査支払事業の経費を賄う業務勘定のほか、記載の4つの支払勘定があります。

予算の総額は、業務勘定は7億712万2千円で、オンライン請求システムなどの基幹系システムや電子帳票システムの機器更改などにより、前年度と比較して約1,200万円増となります。診療報酬支払勘定は845億7千万1千円で、被保険者数の減により、11億円余りの減、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定は前年度と同額の37億6,192万4千円、出産育児一時金等に関する支払勘定は4億2,008万5千円で、約4,870万円減、抗体検査等費用に関する支払勘定は、1億2,350万2千円といたします。

なお、事項別明細書の説明につきましては、業務勘定のみとさせていただき、保険者等から資金を受け入れて医療機関等に支払をします支払勘定の方は省略させていただきます。他の特別会計も同様にさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、業務勘定の事項別明細書をお願いいたします。

歳入の款1手数料は5億7,225万7千円で、国保診療報酬審査支払手数料、国保被保険者に係る公費の手数料並びに共同処理手数料の計24種類と、

出産育児一時金の支払と風しん対策の事務費となります。手数料全体で、前年度と比較して870万円余りの増となっております。

目1国保診療報酬審査支払手数料は2億3,897万1千円で、被保険者数の減少に伴い取扱件数の減少が見込まれますが、消費税率の引き上げによる単価の変更により、前年度と比較して130万円余りの増を見込んでいます。

款4繰入金は8,644万7千円で、項2積立金繰入金で資産取り崩し分を繰り入れいたします。

歳出の款1総務費は4億4,386万1千円で、審査支払業務や共同処理業務に要する経費となります。人件費や電算処理の委託料等が主なものですが、オンライン請求システムやデータ集配信システムの導入費用により、前年度と比較して2,300万円余りの増となります。

款2審査委員会費は2,775万8千円で、審査委員会委員の報酬や開催経費などとなります。経費は後期高齢者業務勘定と按分しています。

款5積立金は1億6,012万1千円で、洗い替えや減価償却引当資産の積み立てです。

款7諸支出金は5,079万円で、目3他会計繰出金では、一般会計へ1,479万円を繰り出したいたします。以上で、業務勘定の説明を終わります。

#### 16 後期高齢者医療事業関係業務特別会計財政調整基金積立資産の処分について

洗い替えのための取り崩しです。

#### 17 後期高齢者医療事業関係業務特別会計減価償却引当資産の処分について

オンライン請求システム等機器購入に伴い、積立金額1億7,397万1,882円のうち、3,810万5千円を限度として処分し、令和2年度業務勘定へ繰り入れいたします。

#### 18 後期高齢者医療事業関係業務特別会計ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の処分について

洗い替えのための取り崩しです。

#### 19 令和2年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計予算について

歳入歳出予算の第1条ですが、後期高齢者医療の特別会計も、国保の特別会計と同様に業務勘定と記載の2つの支払勘定があります。

予算の総額は、業務勘定は7億4,351万1千円で、元年度に後期請求シ

システムに係る機器更改を終えたことにより、前年度と比較して1億円余りの減、診療報酬支払勘定は1,576億9,200万2千円で、被保険者数の増により85億円余りの増、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定は12億1,324万5千円で、4,200万円余りの増を見込んでいます。

後期高齢者業務勘定について事項別明細書で説明いたします。

歳入の款1手数料は6億1,114万1千円で、後期高齢者の審査支払手数料をはじめ19種類となります。目1診療報酬審査支払手数料は3億3,864万9千円で、被保険者の増加に伴う処理件数の伸びを見込み、前年度と比較して1,400万円余りの増を見込んでいます。19代行処理手数料も同様に960万円余りの増を見込んでいます。

歳出の款1総務費は5億4,583万3千円で、人件費や電算処理業務委託料等が主なものとなります。

款2審査委員会費は3,470万円で、国保と按分していますが比率の見直しにより、後期の負担を多く見直しました。

款5積立金は1億1,087万3千円で、洗い替えのほか、目2減価償却引当資産に4,687万2千円を積み立ていたします。

款7諸支出金では、2,820万6千円を一般会計へ繰り出します。後期高齢者業務勘定の説明は、以上です。

## 20 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計財政調整基金積立資産の処分について

### 21 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の処分について

洗い替えのための取り崩しです。

### 22 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計予算について

予算の総額を、業務勘定は4,273万4千円、特定健康診査・特定保健指導等支払勘定は6億4,500万2千円で、受診件数の伸びと消費税の影響を考慮し、3,850万円の増、後期高齢者健康診査支払勘定は3億8千万2千円で、被保険者数の増加による受診者数の伸びと消費税率の見直しによる影響を考慮し、1億2千万円の増を見込みます。特定健康診査等業務勘定について事項別明細書で説明いたします。

歳入の款1手数料は3,425万9千円で、目2後期高齢者健康診査手数料は、被保険者数の増加に伴う件数の伸びを見込んで1,631万6千円で、230万円余りの増を見込んでいます。

歳出の款1総務費は1,707万3千円で、人件費のほか、システムの運用



に係る委託料が主なものです。システム機器更改を終えたことにより、前年度との比較で3,700万円余りの予算減となります。

款2積立金は洗い替えのほか、減価償却引当資産などで1,449万円を積み立ていたします。特定健診等業務勘定については、以上となります。

### 2.3 第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計について

予算の総額を3億8,155万円といたします。前年度と比較して約1,800万円の減となります。事項別明細書をお願いいたします。

歳入の款1損害賠償金受入金は3億5千万円で、自動ブレーキなど自動車性能の向上により、事故件数の減少や負傷程度の軽症化の傾向が見られることから、前年度と比較して1,740万円の予算減としています。歳出の支出金も同額です。

款2手数料は3,068万2千円で、収納額割は減少を見込みますが、新たに導入する被保険者割で775万円余りの収入を見込み、前年度と比較して約697万円の増としております。

歳出の款1総務費は2,973万6千円で、人件費やシステムの運用経費が主なものとなります。第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計は、以上です。

### 2.4 介護保険事業関係業務特別会計財政調整基金積立資産の処分について

### 2.5 介護保険事業関係業務特別会計ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の処分について

洗い替えのための取り崩しです。

### 2.6 令和2年度介護保険事業関係業務特別会計予算について

予算の総額は、業務勘定は2億9,545万1千円、介護給付費等支払勘定は1,029億8,400万5千円で、3億円余りの減、公費負担医療等に関する報酬等支払勘定は10億5,806万6千円で、前年度と同額といたします。介護保険業務勘定の事項別明細書をお願いいたします。

歳入の款1手数料は1億3,011万3千円で、15種類の審査支払手数料のほか、共同処理手数料と特別徴収経由機関業務手数料があります。

款4負担金は918万円で、前年度と同額といたします。

款5主治医意見書料等受入金は1億2,199万1千円で、歳出で同額を医療機関等に支払います。

歳出の款1総務費は8,979万7千円で、人件費とシステム運用経費が主なものになります。介護保険業務勘定については、以上です。

27 障害者総合支援法関係業務等特別会計財政調整基金積立資産の処分について

28 障害者総合支援法関係業務等特別会計ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の処分について

洗い替えのため取り崩しです。

29 令和2年度障害者総合支援法関係業務等特別会計予算について

予算の総額は、業務勘定は5,746万6千円、障害介護給付費支払勘定は、約15億円増の234億5,352万2千円、障害児給付費支払勘定は、約7億円増の46億3,919万2千円といたします。障害者総合支援業務勘定の事項別明細書をお願いいたします。

歳入の款1手数料は4,579万3千円で、項1障害介護給付費等審査支払手数料は、障害介護給付費及び障害児給付費の審査支払手数料と共同処理事務手数料の3種類で、約4,298万5千円を見込みます。

歳出ですが、款1総務費は3,035万8千円で、人件費とシステム運用にかかる経費が主なものです。

款2国保中央会負担金は共同受付システム等負担金などで、1,282万8千円を計上します。障害者総合支援業務勘定は、以上です。

30 令和2年度一般会計及び特別会計一時借入金について

総額は前年度と同額の41億8,800万円、借入金額、借入方法、借入利率及び償還方法についても変更ないことで、借入先である指定金融機関の紀陽銀行と調整済みとなっています。

31 役員改選について

現役員の任期が令和2年2月29日をもって満了いたしますので、28日の総会で選任していただくこととなりますが、その前段階として、内規に基づき県、市長会、町村会、国保組合から次期役員候補者を事前に推薦いただき、それらを取りまとめたものをお手元にお配りしております。以上、よろしくをお願いいたします。

**議長**

只今、議案第4号の9から31までを説明いたしました。何かご意見、ご質問等ございませんか。

## 理事

マイナンバーカードが従来の健康保険証の代わりになるという話があったが、マイナンバーカードの取得は任意か。

## 事務局

マイナンバーカードの取得は任意です。国はマイナンバーカードの取得を推進していますが、なかなか普及していないのが現状です。オンライン資格確認システムはマイナンバーカードを健康保険証の代わりとして利用し、オンラインで資格情報の確認をする仕組みとなります。

## 理事

自動ブレーキによって事故が減少したとのことであるが、自動ブレーキは普及しているのか。

## 事務局

一般的に普及していると言われております。和歌山県内においても、事故件数が減少していることから、その要因の一つとして、自動ブレーキの普及が考えられます。

## 理事

和歌山県の人口が減少しているうえに、国保の被保険者数も減少しておりますので、本会で取り扱う事故件数も減少していく中で、自動ブレーキが普及すれば、ますます減少するのではないかと推計しております。

## 議長

他にございませんか。

## 一同

質問等なし。

## 議長

ないようでございますので、議案第4号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

## 一同

異議なし。

**議長**

異議なしとのことですので、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第5号「理事会推薦の役員候補者について」事務局から説明いたします。

**事務局**

(議案第5号 理事会推薦の役員候補者について説明)

**議長**

次に、議案第6号「事務局長の任免について」事務局から説明いたします。

**事務局**

(議案第6号 事務局長の任免について説明)

**議長**

以上をもちまして、予定されております議案審議は、すべて終了いたしました。が、せっかくの機会でございますので、何かございませんか。

**一同**

特になし。

**議長**

それでは、本日の理事会は、以上をもって終わらせていただきます。  
議事進行にご協力をいただきありがとうございました。

(時：午後2時45分)

以上理事会の議事録は事実と相違ないことを証明いたします。

議事録署名人

理 事      み な べ 町 長      印

理 事      和歌山県医師国民健康  
保 険 組 合 理 事 長      印